

令和 3 年 11 月 30 日

市内学校体育施設の利用団体 各位

スポーツ推進課

学校体育施設開放事業における対外試合等の利用条件緩和について

日頃より、本市教育行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

学校体育施設開放事業（体育館・グラウンド）につきまして、令和 3 年 12 月 1 日以降、次のとおり対外試合等の利用条件を緩和しますので、改めて利用ガイドラインのご確認をよろしくお願いします。

○ 主な変更点

- ・ 相手方のチームが市外の団体であっても、当ガイドラインに沿った対応（感染対策、チェックリストの作成、消毒等）を徹底できる場合、可とします。
- ・ スポーツ推進課への事前連絡を不要とします。

【利用ガイドライン等遵守事項掲載場所（市ホームページ）】 ページ番号 1003241

トップページ > 施設マップ > スポーツ施設 > スポーツ広場・その他の屋外スポーツ施設 > 学校体育施設の開放（体育館・グラウンドなど）

※ 令和 3 年 10 月版のガイドラインからの変更点
・ 対外試合等の利用

（お問い合わせ）

相模原市市民局スポーツ推進課

施設管理班 042-769-8288